部分	色彩
地	白
線	黒
記号	黒

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第四号中「コールタール」を「タール」に改める。

第三十五条第一項第二号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等には、」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第八条の二第二項の国土交通省令で定める船舶間貨物油積替作業手引書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　当該タンカーの船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二　次に掲げる事項が定められていること。

イ　船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項

ロ　船舶間貨物油積替作業管理者の氏名又は職名

ハ　船舶間貨物油積替作業管理者が作成する記録に関する事項

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部改正）

第三条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第十六号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十六の二　船舶間貨物油積替作業手引書にあつては船舶間貨物油積替えに起因する油の排出の防止に係る設備の位置を確認できるようにすること。

第九条第二項第十六号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十六の二　船舶間貨物油積替作業手引書にあつては前条第十六号の二に掲げる準備

第九条第二項第八号中「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二　船舶間貨物油積替作業手引書にあつては前条第十六号の二に掲げる準備

第十八条第一号中「貨物艙を含む。」の下に「）及び法第八条の二第一項に規定する船舶間貨物油積替作業手引書（」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十二号様式中、

「 IMO Number 」を

「 IMO Number 」に、

「 この証書の基となる検査が完了した日
Completion date of the survey on which this certificate is based : 」を

「 この証書の基となる検査が完了した日.....
Completion date of the survey on which this certificate is based : 」に、

「 2.4　装置の最大処理能力は、　　毎時　　立方メートル 」を

「 2.4　装置の最大処理能力は、毎時.....立方メートル 」に、

「bilge water holding tank(s)」を「oily bilge water holding tank(s)」に、「次の油性残留物（スラッジ）タンク」を「油性残留物（スラッジ）の船内保留のための次の油性残留物（スラッジ）タンク」に改め、「oil residue (sludge) tanks」の下に「for retention of oil residues (sludge) on board」を加え、

「 3.2　スラッジタンクに加えて、油性残留物の処分方法
Means for the disposal of residues in addition to the provision of sludge tanks :
3.2.1　油性残留物の焼却設備
能力.....リットル／時間
Incinerator for oil residues, capacity l/h □
3.2.2　油性残留物の焼却に適する補助ボイラー
Auxiliary boiler suitable for burning oil residues □
3.2.3　燃料油と油性残留物を混合するタンク
容量.....立方メートル
Tank for mixing oil residues with fuel oil, capacity m³ □
3.2.4　他の有効な方法
.....
Other acceptable means : □ 」を

「 3.2　油性残留物（スラッジ）タンク内に保留された油性残留物（スラッジ）の処分方法
Means for the disposal of oil residues (sludge) retained in oil residue (sludge) tanks :
3.2.1　油性残留物（スラッジ）の焼却設備の最大能力　　kW又はkcal/h（該当しないものを抹消すること。）
Incinerator for oil residues (sludge), maximum capacity kW or kcal/h (delete as appropriare) □
3.2.2　油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー
Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge) □
3.2.3　他の有効な方法を表示すること
Other acceptable means, state which : □ 」に、

「fitted with holding tank(s) for the retention」を「provided with holding tank(s) for the retention」に改め、「(double bottom requirements)」を削り、